

こども園給食に係る食物アレルギーの対応について

令和7年1月 改訂
久御山町教育委員会

久御山町立こども園の給食では、お子さまに食物アレルギーがある場合、一部食品について対応しています。

《 内容 》

対応品目



- ・ 献立表に  が付いている場合のみ除去対応します。(その他は家庭より弁当持参)
- ・ 調理の最終段階で加える食品については、お子さまに食物アレルギーがある場合、対応品目に関わらず献立表に  が付いているものについては除去対応して提供します。
- ・ おやつについては、除去対応は行いません。

(対応例)

- ①かき玉汁(たまごアレルギー)→すまし汁
- ②ほうれん草のごま和え(ごまアレルギー)→ほうれん草のおひたし

対応方法

除去対応品目は、アレルギー用の食器にて提供します。
持参弁当は、アレルギー用の食器を添えて提供します。

△ 注意

- ① 「少量なら食べられる」といった「量」については対応できません。
- ② 調味料の除去が必要である、食器や調理器具の共用ができないなど、極微量でもアレルギー反応が出る場合は、対応品目であっても対応できません。



《 実施までの流れ 》

申請

園に申請書等を提出

「こども園・学校給食食物アレルギー対応申請書」(様式第1号)

「食物アレルギー児における食品除去のための診断書及び指示書」(様式第2号-①及び②)

面談

保護者、担当者、調理員、栄養士と面談

詳細を確認し、具体的な対応を検討

決定

園長から決定通知書を配付

「こども園・学校給食食物アレルギー対応決定通知書」(様式第3号)

承諾

決定通知書を確認し、園長に承諾書を提出

「こども園・学校給食アレルギー対応実施承諾書」(様式第4号)

対応開始

提出後、対応開始

継続

年度末、医師による診断書及び指示書を園長に提出

「食物アレルギー児における食品除去のための診断書及び指示書」(様式第2号-①及び②)

《 毎月の流れ 》

確認用献立

前月 園より確認用献立表を配布

保護者の確認

保護者が献立表で「食べられないもの・持参」にチェック

担任・調理員の確認

担任・調理員が献立表で「食べられないもの・除去・持参」を確認と同時にチェックもれがないか確認

園長・副園長の確認

園長・副園長で確認後、保護者にサインをもらい園に提出

栄養士の確認

栄養士が確認し、印を押す。

対応食の決定

カラーコピーを行い、保護者、園、給食室、栄養士で同じ献立表を共有

お子さまの食物アレルギーの状態が変わった場合は、必ず園にお知らせください！

